

液化石油ガス設備工事届書確認事項

届出者	液化石油ガス設備工事をした者
届出時期	遅滞なく
届出方法	届書を2部作成し、予防課危険物係に届出をする。
手数料	無料
添付書類	<p>1. 設備工事の内容等</p> <p>2. 緊急時連絡先・消火器等</p> <p>3. 貯蔵設備の写真（消火器を写し込んだもの）</p> <p>※容器の貯蔵能力 1,000 kg 以上 3,000 kg 未満の設備は 1. ～3. の他、供給設備の基準。</p> <p>※バルク貯槽による貯蔵能力が、500 kg を超え 1,000 kg 未満の設備は 1. ～3. の他、バルク供給設備の技術上の基準。</p>
届書様式	<p>液化石油ガス設備工事届書</p> <p>各様式をダウンロードして使用してください。</p>
受付時間	月曜日から金曜日(年末年始・祝日を除く。)の 8 時 30 分から 17 時 15 分
処理期間	書類確認で不備がなければ即日
根拠法令等	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p> <p>（液化石油ガス設備工事の届出）</p> <p>第三十八条の三 学校、病院、興行場その他の多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物であつて、経済産業省令で定めるものに係る液化石油ガス設備工事(経済産業省令で定めるものに限る。)をした者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則</p> <p>（工事の届出）</p> <p>第八十八条 法第三十八条の三の規定により液化石油ガス設備工事の届出をしようとする者は、様式第四十八による届書を当該工事に係る施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>